

○太宰府市総合体育館（令和元年10月1日以降）

1 占用使用する場合

（単位 円）

(1) 占用使用料									
施設		時間	市内者			市外者			備考
			一般	高校生	小・中 学生	一般	高校生	小・中 学生	
アリーナ	全面	1 時 間	2,240	1,680	1,120	4,480	3,360	2,240	
	半面		1,120	840	560	2,240	1,680	1,120	
	1 / 3 面		740	550	370	1,480	1,110	740	
	1 / 4 面		560	420	280	1,120	840	560	
	1 / 8 面		280	210	140	560	420	280	
	控室 1		220	160	110	440	330	220	アリーナ全面 使用時無料
	控室 2		220	160	110	440	330	220	アリーナ全面 使用時無料
柔道場			670	500	330	1,340	1,000	670	
剣道場			670	500	330	1,340	1,000	670	
多目的ラウンジ			550	410	270	1,100	820	550	卓球での占用 を除く
軽運動・トレー ニング室			440	330	220	880	660	440	
会議室			330	240	160	660	490	330	照明料・空調 料含む
研修室			330	240	160	660	490	330	照明料・空調

								料含む
(2) 照明使用料								
施設		時間	市内者		市外者		備考	
アリーナ	全面	1 時間	580		1,160			
	半面		290		580			
	1 / 3 面		190		380			
	1 / 4 面		140		280			
	1 / 8 面		70		140			
柔道場			80		160			
剣道場			80		160			
多目的ラウンジ			60		120			
軽運動・トレーニング室			30		60			
(3) 空調使用料								
アリーナ		1 時間	5,350		10,700			
観客席			1,120		2,240			
柔道場			1,080		2,160			
剣道場			1,080		2,160			
多目的ラウンジ			650		1,300			
軽運動・トレーニング室			310		620			

備考

- 1 使用料の額は、消費税等を含んだものとする。
- 2 30分以下の端数時間の使用料については、1時間料金の2分の1の額とし、30分を超えて、1時間未満の端数時間の使用料については、1時間料金の額とする。

- 3 使用料の額を計算した場合において、その算定額に10円未満の端数があるときは、その10円未満の端数の額は、切り捨てるものとする。
- 4 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 市内者とは、使用者のうち市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者の割合が2分の1の割合を超える場合をいう。
- 6 会議室及び研修室の照明使用料及び空調使用料については、占用使用料に含むものとする。
- 7 入場料その他これに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、入場料等の最高額の50倍を占用使用料に別途加算する。ただし、入場料等が1,000円未満の場合は、この限りでない。
- 8 興業又は大会等において、全館使用する場合は、半日（6時間未満）の場合30,000円を、1日（6時間以上）の場合60,000円を施設使用料金とは別途加算する。
- 9 放送室は、アリーナ全面使用時のみ使用可能とし、無料とする。

2 個人使用する場合

（単位 円）

（4）個人使用料								
施設	時間	市内者			市外者			備考
		一般	高校生	小・中 学生	一般	高校生	小・中 学生	
多目的ラウンジ （卓球場）	1 時 間	50	30	20	100	70	50	
ランニングコー ス		50	30	20	100	70	50	

備考

- 1 個人使用料の額は、一人あたりとし、消費税等を含んだものとする。
- 2 超過料金は、30分を単位とし、上記の2分の1相当額（10円未満切捨て）とする。超過時間が30分に満たない場合は、30分とする。

3 小学生未満の使用料金は、無料とする。

4 市内者とは、市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者をいう。